

学校の部活動に係る活動方針

坂出市立白峰中学校

1 部活動の目的

- (1) 健全な趣味・特技に生涯に渡って取り組み、心身を鍛えるとともに、余暇を有意義に活用する知識や技能を身に付ける。
- (2) 学年や学級の枠を越えた集団の中で、生徒の自発性や個性を発揮するとともに、連帯感や協調性及び奉仕の精神を養う。
- (3) 教師をはじめとする指導者と生徒及び生徒間の豊かな人間関係を育てる。

2 部活動の指導について

- (1) 顧問の指導のもとに、礼儀（あいさつや返事等）やマナー、目標をもって自らの心身を鍛えようとする態度の育成を図る。
- (2) 定期的に、部活動ミーティングを開催し、各自の練習の取り組み方等について、振り返る場を設ける。
- (3) 準備運動や整理運動、用具の点検を確実にを行うとともに、熱中症等の健康面や安全面に留意して事故防止に努める。
- (4) 傷病や事故発生時には、必ず保護者及び養護教諭に連絡し、適切に対応する。
- (5) 部活動の終了時刻を守り、下校時刻には全員が下校できるようにする。
- (6) 原則として、各部活動で決められた服装で活動させる。（冬は、ウィンドブレーカー可。）
- (7) 対外試合等に行く場合は、生徒引率届を提出する。

3 活動時間について

- (1) 平常日の活動時間は、定められた下校時刻前までとする。

月（前後）	4～7月	夏休・8月	9月前	9月後	10月前	10月後	11～1月前	1月後	2月	3月
下校時刻	18：30	17：00	18：20	18：00	17：40	17：20	17：00	17：20	17：40	18：00

※ 上記の時刻は、下校完了（正門を出る）時刻とする。

- (2) 土曜、日曜、祝日、その他の休日、長期休業中の活動時間は原則として8：00から17：00までの間で3時間程度とする。ただし、大会参加等の日を除くものとする。
- (3) 早朝練習や練習時間の延長の場合は、保護者の同意を得て校長に練習許可願を提出する。
- (4) 早朝練習は、7：15～7：45までとする。
- (5) 練習時間の延長は、30分程度を目安とする。

4 休養日について

- (1) **水曜日と土曜日又は日曜日の週に2日**（平日1日と土曜日、日曜日のどちらかで1日）を休養日とする。ただし、土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の土曜日、日曜日に振り替えることとする。
（水：その週に大会を控え、活動したい部活動は、練習許可願を校長に提出し、許可を得ること。）
- (2) 職員会や研究会等で、顧問が指導できない場合は休養日とする。

5 活動休止期間について

- (1) 定期試験の1週間前から試験最終日の前日までの期間は活動休止とする。
- (2) 長期休業日中には、活動しない期間を数日にまとめて設ける。（学校閉庁日は、休養日とする。）
- (3) 学校行事、学校体制（臨時休業等）、気象条件等により活動困難と判断した日は活動休止とする。

6 活動計画について

- (1) 部活動担当により毎月の予定（休養日等）を月初めまでに配布するとともに、部活動ごとに月間の活動計画を生徒・保護者に周知する。
- (2) 部活動ごとの月間の活動計画表を、部活動計画表のまとめファイルに提出すること。